

藤田医科大学病院入院患者面会規程

令和 8 年規程第 1 号

施行 令和 8 年 6 月 1 日

（目的）

第 1 条 この規程は、藤田医科大学病院（以下、当院という）に入院する患者（以下、入院患者という）との面会に係る手続き等を定めるとともに、当院の入院患者の尊厳の保持、療養生活の質の向上及びより良い療養環境の提供、並びに円滑な退院支援を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この規程は、当院において入院患者及び入院患者に面会する者（以下、面会者という）すべてに対し適用する。

（病棟等における特例）

第 3 条 病棟及び部門（以下、病棟等という）ごとに別の定めを設けた事項については、当該病棟等の定めを優先して適用する。

（面会の禁止）

第 4 条 面会者は、発熱、せき等の呼吸器症状、下痢・嘔吐などの消化器症状がある場合、その他体調不良である場合は、入院患者に面会してはならない。

（面会の時間）

第 5 条 面会者が入院患者に対し面会することができる時間は、原則として午後 3 時から午後 7 時までとする。ただし、入院患者の診療上の必要性、容態の急変等の事情がある場合は、時間内であっても面会を中止する場合がある。

（面会者の人数等）

第 6 条 入院患者に面会することができる人数は、入院患者 1 名につき 2 名までとする。

2. 面会者は、患者の家族又は家族に準じる者であって、満 12 歳以上の者とする。

（感染防止対策）

第 7 条 面会者は、面会にあたっては、次の各号に掲げる感染防止対策を遵守しなければならない。

- （1）入退室時の手指消毒等の衛生管理を徹底すること
- （2）当院内においては、常時医療用マスクを着用すること
- （3）その他当院からの感染防止対策上の指示がある場合は、当該指示に従って実施すること

（面会の手続き）

第 8 条 面会者は、来院時に受付において必要な事項の記載等の手続きを行い、当院の許

可を得なければならない。なお、面会者は、次の各号のいずれかを希望する場合は、受付時に申し出て許可を得なければならない。

(1) 2名以上の人数での面会

(2) 満12歳以下の者の面会

2. 面会者は、受付において交付された面会札を、当院指定の位置に着用しなければならない。

(面会の場所)

第9条 面会を行う場所は、病棟等に設置するラウンジ、又は入院患者の病室とする。

(面会中の禁止事項等)

第10条 入院患者及び面会者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 当院外等の許可された場所以外の場所での面会

(2) 大声での会話等他の患者の迷惑となる行為

(3) 火器、刃物、催涙スプレー等その他危険物の持ち込み

(4) 入院患者又は職員に対する暴言、暴力、粗野又は乱暴な言動、みだらな行為等の迷惑行為

(5) 職員に対する解決しがたい要求の繰返し等の行為

(6) 許可されていない場所への立入り

(7) 院内での写真及び動画撮影、音声録音並びにSNS等のインターネット媒体への投稿

(8) 医療機器への接触及び操作

(9) 敷地内での飲酒及び喫煙

(10) 酩酊状態での面会

(11) 指定場所以外での携帯電話等電子機器の使用

(12) 生花、植物等の持ち込み

(13) 動物の持ち込み

(14) その他職員に指示に従わない行為

2. 面会者は、1回あたりの面会は、入院患者の病状及び診療等に影響のない範囲で行わなければならない。

3. 入院患者及び面会者は、当院内において写真及び動画撮影を希望する場合は、当院から撮影の範囲及び撮影対象の許可を得て行わなければならない。

4. 面会者は、職員が特別又は非常時に指示をした場合は、当該指示に従って行動しなければならない。

(面会の制限)

第11条 当院は、次の各号のいずれかに該当する場合は、個別に面会を制限し、又は退去を求めることができる。

(1) 入院患者の病状及び治療内容等により、当院が面会を行うこと及び面会の継続が不適切と判断した場合

(2) 入院患者本人が面会者との面会を拒否した場合

(3) この規程に違反した場合

2. 前項の定めにかかわらず、当院は、感染症の流行その他の事情により、当院における入院患者の面会を制限する場合がある。

(周知)

第12条 この規程に基づく面会のルールは、当院内の掲示及びホームページ等適切な方法により、入院患者及び面会者に対し周知する。

(定期的な見直し及び評価)

第13条 この規程の運用状況等は、社会情勢、感染症の発生状況、厚生労働省が定める指針、その他医療提供体制の変化等を踏まえ、適宜評価及び見直しを行うものとする。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、事務部総務室総務課が行う。

(雑則)

第15条 この規程に定める事項のほか、面会に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(改正)

第16条 この規程の改正は、院長副院長会議の議を経て、病院長の決定による。

附則

この規程は令和8年6月1日から施行する。